

# 13 経営力強化保証

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化につなげる制度です。

資格要件	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。
資金使途	【一般関係に係る保証】 運転・設備・返済(事業資金) 【経営安定関連保証(5号)】 経営の安定に必要な資金であって、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金(注1)を借り換える資金に限る(返済資金に加えて、運転・設備資金を含むことは可能)。 (注1) 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金 ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金 ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に係るものに限る)に係る既往借入金 ・保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る))の特例中小企業者に係るものに限る)に係る既往借入金 ・経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
保証限度額	2億8,000万円
保証期間	【一般関係に係る保証】 一括返済:1年以内 均等分割返済:運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置期間は左記期間のうち1年以内) 本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 【経営安定関連保証(5号)】 一括返済:1年以内 均等分割返済:10年以内(据置期間1年以内)
保証割合	責任共有対象(80%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 <a href="#">経営者保証を不要とする取り扱いについて</a> 」をご覧ください。
保証料率	【一般関係に係る保証】 年0.45%~年2.20% ※申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用(申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第21条各号に定める事由(貸借対照表を作成していない等)に該当する場合、一区分低い料率の適用は行いません) 【経営安定関連保証(5号)】 年0.80%~年1.25%
必要書類	・所定の申込書類一式 ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業行動計画書(申込人が策定したもの) ・経営安定関連保証(5号)については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長または特別区長の認定書
備考	・貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度(経営支援資金[経営力強化枠])がございませう。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「 <a href="#">和歌山県中小企業融資制度ご案内</a> 」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。